

令和2年3月回覧板 目次と各々の概要・執行部からのお願い等 3月22日

自治会長 池田章一郎 (文責) 副会長 岡田 (Tel 052-782-3430 E-Mail VYX00747@nifty.ne.jp)
過去の組長会の議事、今回覧板の資料は、
ホームページ <http://fujimaki-cho.nagoya/> で確認できます

3月組長会は、新型コロナウイルスが猛威を振るっている中、行政からの指導もあって、西山学区連絡協議会等の関係組織から地域活動に対し慎重な対応を求められているため中止しました。

4月に自治会総会を控えていますので、代わりに「役員・委員で構成する拡大役員会」を開催して総会に必要な事項を審議し、あらためて組長各位に個別に依頼・了承をしてもらった内容と手順で自治会総会を準備します。

自治会総会に対する自治会員の皆様への連絡・お願いは4月10日頃には現組長各位よりいたしますのでよろしくお願い致します。

なお、現時点では自治会総会は4月26日(日)10時~11時を予定しています。

今回の回覧は組長会の議事報告ではなく、自治会および学区連絡協議会等から依頼のあった資料の配布・回覧とお伝えしたいことの連絡です

I 市・区・西山学区及びそれらの関係機関より自治会に皆様へのお願い・報告・連絡・周知を依頼された事項の配布・回覧

① 西山学区関連団体の資料やお知らせ

i [急募_学童アルバイト・パート](#)

資料1

ii [私たちの学区 西山学区の様々な活動や行事を紹介したパンフレット](#)

資料2

この資料は各戸配布です。別添の資料束から1部ずつお取りください。

iii [西山学区各種スポーツクラブ会員募集](#)

資料3

② 防犯・警察署関係

iv [防犯あいち 2020 春号](#)

資料4

v [交通安全・生活安全ニュース](#) (名古屋市交通安全・生活安全市民会議等)

資料5

vi [名東通信・交番速報](#) (名東警察署) (名東警察署)

資料6

vii [西山交番だより](#)

資料7

③ 西山かわら版 (西山小学校)

viii [西山かわら版 No15](#)

資料8

ix [西山かわら版特別号](#)

資料9

④ いきいき支援センター

x [認知症の方を介護されているご家族の方へ](#)

資料10

⑤ その他

xi [市民おんたけ休暇村 セントラル・ロッジ](#) (これはロッジの宣伝パンフレットです) 資料11

xii [第15回ふれあいウォーク名東_中止の案内](#)

3月28日開催予定(2月組長会でお知らせ)は中止です。 資料なし(ホームページでは掲載)

II 自治会より(上記総会開催以外で)特に皆様にお知らせしたいこと・お願いしたいこと

① 「藤巻の“さと”を育む会」からの報告とお願い 今回の回覧板にはありません。

・新型コロナウイルスの関係で行政も含め関係者との接触がやや困難であったこと

・4月の総会に向けて、令和1年度の活動を振り返り、2年度の活動方針を検討することに重点をおいたため、2月後半以降新たな会合や活動をおこなっていないことが原因です。

なお、4月初旬には、総会に関する資料が各戸に配布されますが、その議題資料として「令和1年度活動報告」「令和2年度活動計画」がありますので、それをご覧ください

② 1とも関連しますが 令和2年の「藤巻の森はるまつり」は各種の事情に配慮して、特に「たけのこ掘り」とその周辺の森歩き に限定して開催することを検討中です。

現時点では 4月11日(土)10時~13時程度を予定 状況を見て判断します。

その他のお知らせ事項 の記述が次頁に続きますので引き続きお読みください。

③ その他のお知らせ事項

【学区連絡協議会の交通安全街頭立哨月例指導】 4月20日 藤巻交差点
池田会長 酒井防犯交通 奥田子ども会会長代行

【自治会サロンとしての活動】

- ・太極拳サロン 4月1日の予定でしたが新型コロナウイルスに対応して4月はお休みにします。
- ・小中学生英文手紙勉強会 4月11日(土)15時～ (原則として各偶数月第2土曜日午後)

【「緑のまちづくり条例」による市の認定を受けた住民自主団体の活動(本来自治会とは無関係な活動です)】

- ・なごや東山森づくりの会藤巻班 4月11日(土)10時～12時 はるまつり に協賛する
- ・荒池ひろば愛護会 清掃奉仕 4月11日(土) 4月25日(土) 9時50分～ 江藤会長

【資源回収】 西山学区 4月7日(火) 第1～6資源ステーション

神丘中学校 3月31日(火) 第3ステーション 4月は小・中学校ともありません

「藤巻坂街路樹愛護会の解散のお知らせ」を頂きました。

藤巻坂街路樹愛護会は、平成24年に一部住民が自発的に組織し市の認可をうけて活動してこられました。会員の高齢化から令和2年3月で解散するという連絡をいただきました。本井会長、岡本副会長をはじめとした最初から最後まで活躍されてきた方々のご苦勞に感謝を申し上げます。この長い間には、時に応じて参加協力された皆様(藤巻坂近隣の方々をはじめ町内各区域・子ども会の皆様、さらには町外の方々)も多数おられると思います。そうした皆様も有難うございました。

藤巻町自治会は、藤巻町において、これからも住民が自主的・自発的に組織をつくり環境を守るための活動をするには大変意義深いものであると考えています。今後もよろしくお願ひします。

名古屋市は緑を守るための愛護会活動を歓迎し積極的に応援しています。

ただ今まで藤巻町全体が都市計画公園区域とされていた関係上、街路樹をもつ公道や街区公園等の地区公園が少ないため小規模な愛護会を組織し難い事情があります。そうした点も絡んで住民が自主的な活動をするにあたって行政への認定申請等で困難な事が生じるかもしれません。その場合自治会として行政への働きかけなど協力できることもあると思いますので執行部にご相談ください。

しかし一方では、行政は明確に行政がなすべきとされている事項(例えば公道や既存公園の整備・美化の類 行政の行うべきルールができて、いわゆる行政ルートに乗っている業務)には、主管部門自身で、さらにはそれを補完すべく協働作業する民間への支援にも、熱心に取り組むものの、行政ルートに乗らない私道・民有地がらみで、行政の業務かどうかの判別が困難な住環境問題には見ないふりをして取り組まない傾向があります。

そして藤巻町で最も喫緊課題となっていること—藤巻町特有の環境整備(私有地にかからむ通行路整備・維持)—は上記の行政ルートに乗せることが極めて難しい事項なのです。行政の事業で整備される筋道をつけるまで、また筋道をつけるためにも住民が自力で取り組まなければ進まないのが現状です。

そのためにボランティア活動団体を組織して企画・実行されている方々が町内にはおられます。これこそ藤巻町においてもっとも必要で、大切にしなければならない活動団体と自治会執行部としては認識していますが、残念ながら現段階ではこれらの団体が行政支援を受ける仕組みはありません。

そうした団体に対してこそ、自治会としては、自治会活動の一環とみなして支援協力をするのが大切であると認識しています。

そのような活動をしておられる方、又は考えておられる方は、活動趣旨や概要を執行部まで申し出ていただければ、自治会全体として取り組む方策や支援を考えたいと思っていますのでよろしくお願ひします。